

平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田修一

被告 株式会社ウェッジ／大江紀洋／村中璃子

答 弁 書

平成28年12月6日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

〒534-0025

大阪市都島区片町2丁目8番14号 大阪城北詰藤本ビル

藤本法律特許事務所（送達場所）

被告村中璃子訴訟代理人 弁護士 藤 本 英 二



御庁頭書事件につき、被告村中璃子は、下記のとおり答弁する。

記

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 はじめに

請求の原因に対する認否に先立ち、本件の事案の概要を把握するうえで不可欠と思われる背景事情につき、以下簡単に述べ、その後、請求の原因に対する認否を行う。

(1) 「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」(甲3、甲4、甲8、甲9、甲10。以下「本件研究」という。)は、国民の税金を使って行われた研究であること。

(2) 本件研究は、子宮頸がんを予防する子宮頸がんワクチンの副反応にかかる研究である。子宮頸がんは、我が国において年間約3000人の死亡をもたらし、年間約1万人が新規に浸潤がんと診断を受ける。また、20代、30代で増加しており、わが国の少子高齢化と密接に関わる問題である。一方、子宮頸がんワクチンは、世界129カ国で承認され、74カ国で公費助成の下で接種されており、わが国でも平成25年4月から定期接種に指定されているが、定期接種化からわずか2か月後の同年6月、副反応報告¹が相次ぎ、日本政府は「積極的に勧奨しない」との政策決定を下した。しかし、すでに世界では10年以上におよぶ有効性、効果、

¹ 予防接種法12条1項の規定による報告をいい、「予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状」に関する報告であって、予防接種との因果関係が否定できない症状(因果関係が肯定された症状ではない)を対象とすることに留意されたい。そのため、副反応報告には、予防接種との因果関係が不明なもの、予防接種との関連性は低い因果関係を完全に否定することができないもの

安全性が確認されている子宮頸がんワクチンを、定期接種に定めたまま事実上の接種停止状態にしている我が国の政策は、「科学的根拠に基づいておらず、多くの健康と命を危険にさらしている」として世界保健機関（WHO）をはじめとする国際社会から批判を浴びている。当該政策の維持はすでに3年以上に及び、平成28年7月27日には国とワクチン製造企業2社を相手取った集団提訴という異常事態にまで発展した。

以上のとおり、本件研究は、マウスを用いた単なる基礎実験にとどまるものではなく、多くの日本国民の命と健康にかかわる、我が国の公衆衛生政策の根幹に影響を与える研究であること。

(3) 原告である池田修一教授（以下「原告池田修一」という。）は本件研究の研究代表者であり、本件研究を構成するマウス実験（甲5、甲7。以下「本件マウス実験」という。）を含めた研究計画の遂行にすべての責任を負い、塩沢丹里教授をはじめとする研究分担者、研究協力者ら、関与する研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にあること。

(4) 原告池田修一は、平成28年3月16日の成果発表会（甲3、甲4）に先立ち、平成28年3月14日（乙1動画の2分33秒～2分35秒部分の左上参照）、全国ネットのNEWS23（TBSテレビ）（以下「NEWS23」という。）の取材に応じ（平成28年3月16日に全国ネット放映された）、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上（乙1動画の3分14秒～4分20秒部分）、本件マウス実験を評価して、以下のコメントを行い、メディア等に公開された上記成果発表会（全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会所属の被害者らの要望により、通常非公開の成果発表会が公開になったとされる。）でも同趣旨の発言を行ったこと。

も含まれることになる。

「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」

「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示唆できている。」

こうした原告池田修一の発言・発表に対し、平成28年11月24日、厚生労働省は、本件研究に関し、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、この度の池田班の研究結果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワクチンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております。」という原告池田修一を強く非難する異例の声明を発表していること（丙1）²。

（5）原告池田修一は、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会を通じて、多数の子宮頸がんワクチンの副反応による「被害者」とされる少女患者の紹介を受けているものとみられ、全国各地から集まる多数の「被害者」とされる少女患者に対する治療を行っており、「被害者」とされる少女患者たちあるいはその関係者たちの中において、ある意味「神格化」された存在となっていること。

例えば、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会の代表松藤美香³、あるいは事務局局長池田利恵⁴はツイッターで次のような発言を続けている。

² 厚生労働省ホームページ（丙1）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/tp161124.html>

³ 松藤美香のブログ「みかりんのささやき」 <http://ameblo.jp/3fujiko/>

松藤美香のツイッター https://twitter.com/mikarin_tokyo

⁴ 池田利恵（日野市議会議員）の公式ホームページ <http://ikedatoshie.com/>

池田利恵のツイッター <https://twitter.com/toshi2133>

「いくら信州大学の池田先生を陥れ様としても次々に出る論文が子宮頸がんワクチンの事実を明らかにしていく。日本の科学が優秀なのではなく科学者の心が、仕事に対して正対しているのです。それは自己の存在を肯定する事でもあり一生の仕事を誠実に残すことは生きることを意味を果たすことに通じる」(池田利恵氏ツイッター、平成28年9月23日)、「平成28年8月3日に発表された、信州大学・池田修一教授に掛けられた捏造(村中事件)疑惑! 池田先生のコメントが発表されています。読んだところは真っ白。これはドラゴンでなくとも怒りの鉄拳! 酷い! 村中璃子!!」(同、同年8月6日)、「いったい、誰が、彼と、宮川・村中・大江会談を設定したのか? これが明らかになれば、誰が信州大学の池田先生を陥れようとしたのか? 誰にとって不都合だったのか? これが分かるはず。」(同、同年10月17日)、「2月19日 赤旗の記事です。82人もの患者を診ている、厚労省研究班の実質的な一人者である信州医大、池田修一氏の記事です。」(同、平成27年2月20日)、「〔雨ニモマケズ〕池田修一 制裁ニモマケズ屈辱ニモマケズ金ニモ再ビノ脅迫ニモマケヌ丈夫ナ心ヲモチ慾ハナク決シテ瞋ラズイツモシヅカニワラッテキルアラユルコトヲジブンヲカンジョウニ入レズニヨクミキキシワカリソシテワスレズホメラレモセズクニモサレズ サウイフモノニワタシハナリタイ合掌」(同、平成28年11月26日)。

「信州大学・池田教授の名誉を傷つけた人。ネットでも煽った人が大勢いた。子宮頸がんワクチンの被害を解明しようと研究中の道半ばに横槍をいれ、研究を潰そうとした人を、私たちは許さない。」(松藤美香氏ツイッター、平成28年8月10日)、「本日、娘は池田教授の診察を受け、入院。診察における確かな目。患者の話に耳を傾け、チームで取り組み、受け入れてくれる姿勢。本当に嬉しかった。信念の人」(同、同年8月17日)、「池田教授の研究が核心をつくあまり、池田教授を吊し上げるしか手が無い。子宮頸がんワクチン副反応問題で、信大池田教授に不正がないという結果が出てからの推進医師らの『不正なんだよ』のゴリ押し拡散。世論を変えようと必死です。」(同、同年11月28日)、「池田先生、損害賠償額が

二桁違います。池田先生の今までの功績を落としこめようとした悪意の記事に対し、10億ぐらいが妥当。」(同、同年8月18日)。

池田利恵氏は、本件研究について調査した信州大学調査委員会の結果を最初に報じた信濃毎日新聞が発行された平成28年11月3日の前日に、「確か今日。信州大学が行った池田先生に関する調査結果の発表の日ではなかったかしら？何も変化がないようだけれど、どうしたのかしらね。ちょっと心配ね。それともダントツ余裕かしらね(笑)」と自身のツイッターに書き込み、原告池田修一の重要情報を公になっていない段階で取得できる立場にあることを自ら吐露している。

(6)原告池田修一は、NEWS23において本件マウス実験に関する自身のコメントが全国ネット放映されることにより、子宮頸がんワクチンの副反応による「被害者」とされる少女患者が増大すれば、自身のところに全国から集まる「被害者」とされる少女患者も増えるという点、また、原告池田修一が責任者を務める信州大学医学部の寄付講座において、子宮頸がんワクチンの副反応とされる症状にも用いられる医薬品を製造販売するキッセイ薬品工業株式会社より、平成22年4月1日から27年3月31日までに1億6千万円が提供され、当該寄付講座は平成28年4月1日に更新され新たに1億5千万円の提供が予定されており、合計3億1千万円にのぼる寄付を受けているという点等に照らして、本件マウス実験の結果に対し、強い個人的な利害関係を有しているとみられること。

なお、原告池田修一は自らも「子宮頸がんワクチン関連の神経症候とその病態」と題された論文の末尾で、「本論文に関連し、開示すべきCOI(注:Conflicts of Interest:利益相反)状態にある企業・組織や団体」として、「キッセイ薬品工業(株)寄付講座神経難病学講座」と「キッセイコムテック(株)寄付講座神経難病学介護講座」を挙げ、キッセイ薬品工業株式会社と利益相反関係にあることを認めている。

(7) 原告池田修一による本件研究の内容につき、医師や科学者が、科学的見地から妥当性を欠くのではないかといった見解を公表すると、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会の代表松藤美香、あるいは事務局長池田利恵をはじめとする「被害者」とされる少女患者の親や多数の取り巻きから、ツイッター・ブログ等において、人格攻撃を含む個人攻撃⁵がなされるという異常な状態となっていること。

(8) 海外で実施された子宮頸がんワクチンに関する大規模な疫学的調査により、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会が問題としている自己免疫疾患の発生率は、子宮頸がんワクチン接種者と一般集団で差がみられないことが示されているのみならず、我が国においても、名古屋市が実施した約7万人を対象とした大規模な疫学的調査の最終解析によれば、ワクチン非接種者と比較して、ワクチン接種者に有意に発症が多い症状は見られていないこと等から、現時点での科学的知見としては、子宮頸がんワクチン接種後の副反応として報告されている重篤な症状と子宮頸がんワクチン接種との因果関係は認められていないこと。

(9) 子宮頸がんワクチンの副反応による「被害者」とされる少女患者に対し、「HANS症候群（子宮頸がんワクチン関連神経免疫異常症候群）」なる新たな疾患概念を提唱するごく少数の医師らにより、高齢者に対する有効性と安全性しか確立していない「抗認知症薬の投与」、当該副反応症状に対する適応が不明で作用が強い「ステロイドパルス」や「血漿交換療法」、少女の身体にメスを入れて脊柱管内に電極を埋め込む手術を伴う極めて侵襲性の高い「脊髄電気刺激療法」といった治療がなされ、医学界からも少女患者たちの健康状態を懸念する声が多く上がっていること。

⁵ ツイッター、ブログ等における表現による個人攻撃のほか、匿名の者の個人情報や晒したり、個人を特定した上で職場にクレーム電話をするなどの攻撃がなされている。

裁判所におかれては、被告村中璃子が、上記のような背景事情のもと、本件研究が、我が国における多数の生命と健康、ひいては妊娠・出産、子どもの命と健康、および（親を失うという意味で）幸福にも影響し、また、有効性・安全性が確立していない治療を現に受けている「被害者」とされる少女患者の健康と重大な関連があるという認識にたつて、入念な取材活動と専門家からの意見聴取を行った上で、本件訴訟の対象とされる記事を含む一連の記事を執筆し、原告池田修一による本件マウス実験を含む本件研究の問題点を世に問うたということを十分にご理解いただきたい。

平成28年11月24日、厚生労働省は、本件研究に関し、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、この度の池田班の研究結果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワクチンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております。」という原告池田修一を強く非難する異例の声明を発表していることは、前述したとおりである。

にもかかわらず、本件マウス実験に関して信州大学において設置された調査委員会の調査結果（丙2）が平成28年11月15日に発表された後、平成28年11月16日付け読売新聞に公表された原告池田修一の弁護士を通じたコメントは、「捏造も不正もなかったことを実証していただき、たいへん安堵した」というものであり、また、平成28年11月24日の上記厚生労働省の声明後、平成28年11月25日付け信濃毎日新聞に公表された原告池田修一のコメントは、「指摘を重く受け止める」「捏造が無かった事実を厚労省はきちんと公表してほしい」とするのみであつて、自身のNEWS23及び上記成果発表会における発言・発表が日本人女性の命と健康に与えた重大な影響についての反省や謝罪の言葉は全くなかった。

被告村中璃子は、平成28年11月15日付け信州大学調査委員会の結果公表に関するコメント（丙3）、平成28年11月25日付けで英字大手新聞「ウォールストリートジャーナル紙」が掲載した被告村中璃子執筆の論説記事（丙4）において、上記調査委員会及び上記厚生労働省の声明に関する意見を述べている。被告村中璃子は、本件マウス実験を含む本件研究に関し、これまで、日本人女性の命と健康のために科学的根拠に基づいた執筆活動を行ってきたが、その一方で、原告池田修一は、上記の各新聞記事のコメントからもわかるとおり、自身の発言・発表が日本人女性の命と健康に与えた重大な影響に何ら思いをいたすことなく、自身の保身に終始しており、医師として研究者としての責任感や倫理観が著しく欠如していると疑われても仕方がない対応であった。

2 請求の原因「1 当事者」について

(1) 「(1) 原告」について

認める。ただし、信州大学ホームページ⁶によると、原告池田修一は、本件訴訟の対象とされる記事が公表された後、医学部長及び副学長を任期途中で退任している。

(2) 「(2) 被告株式会社ウェッジ」について

認める。

(3) 「(3) 被告大江紀洋」について

認める。

(4) 「(4) 被告村中璃子」について

⁶ 信州大学ホームページ
<http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/organization/board/>

被告村中璃子が医師・ジャーナリストの肩書で本件雑誌記事及び本件ウェブ記事の取材及び執筆をした者であることは認める。

3 請求の原因「2 本件各記事の掲載・発行」について
認める。

4 請求の原因「3 被告らの原告に対する名誉棄損」について
(1)「(1) 本件各記事」について

柱書(「本件各記事は～問題とする。」)は否認する。

被告村中璃子は、前記の背景事情のもと、我が国の公衆衛生政策の根幹にかかわる子宮頸がんワクチンの副反応に関する問題にかかる取材を実施し、その結果明らかになった事実及びその論評を記事にしたものである。

ア 「ア 本件雑誌記事」について

第一段落(「一般の読者の～中心的部分である。」)は不正確であり、否認する。

前提として、本件マウス実験のデザインは、その結果の科学的解釈に重大な影響を与える次のような問題点を有しており、乙1のNEWS23における発言を原告池田修一が行った平成28年3月14日当時(平成28年3月16日に全国ネット放映された)、原告池田修一は、以下の①～⑤の問題点を認識しており、本件マウス実験が科学的にみて意味のない実験であることを認識していたと考えられる。

① ヒト換算100倍量のワクチンを投与した(甲1・44頁1段目6～9行)

② 飼っているだけで自己抗体のできるマウスを用いた(甲1・43頁4段目末尾から10行～44頁1段目1行)

③ 「サーバリックス(子宮頸がんワクチン)だけに自己抗体(IgG)沈着あり」と示された画像は、ワクチンを打ったマウスとは別のマウスの脳切片であり(甲1・43頁3段目9行～4段目4行)

④ 他のワクチンでも緑に光った脳切片があった（甲1・42頁2段目末尾から6行～同5行）

⑤ スライドは N=1、すなわち、各ワクチンにつきマウス1匹を用いた結果だった（甲1・42頁3段目末尾から2行～4段目20行）

本件雑誌記事（甲1）における「捏造」という表現は、「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した」との事実のみならず、本件マウス実験の結果の科学的解釈に重大な影響を与える上記①～⑤のような問題点、及び、これらの問題点から本件マウス実験が科学的にみて意味のない実験であることを原告池田修一が当時認識していたと考えられるにもかかわらず、原告池田修一が全国ネット放映されたTBSテレビのNEWS23において、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示唆できている。」などと発言している事実（以下「本件発言」という。）を含めた原告池田修一の発言・発表を論評したものである。

この点に関し、平成28年11月24日、厚生労働省は、本件研究に関し、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、この度の池田班の研究結果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワク

チンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております。」という原告池田修一を強く非難する異例の声明を發表していることは、前述したとおりである。

第二段落（「この記述は～摘示するものである（本件摘示事実1）。」）は不正確であり、否認する。本件雑誌記事において、原告池田修一がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡された、との記述はない。原告池田修一が指摘する記述は、A氏が渡した何枚もの「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像」のうち、原告池田修一が「子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけ」を發表した、とするものである。

第三段落（「なお～原告の發表である。」）は不正確であり、否認する。

本件雑誌記事で指摘している原告池田修一の「發表」とは、原告池田修一の指摘するヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に関する厚生労働科学研究事業成果發表会（以下「本件成果發表会」という。）における原告池田修一の發表だけでなく、上記で述べたNEWS 23での原告池田修一の本件發言等も含めたものである。

イ 「イ 本件ウェブ記事」について

本件ウェブ記事（甲2）に原告池田修一指摘の記載があることは認める。

ウ 「ウ 本件各記事中の「捏造」という記述」について

本件雑誌記事（甲1）及び本件ウェブ記事（甲2）に原告池田修一指摘の記載があることは認める。

ただし、「捏造」という表現の趣旨については、上記アで述べたとおりである。

(2) 「(2) 本件各摘示事実が真実に反していること」について

柱書（「原告は本件各摘示事実を～捏造行為をしたこともない。」）は知らないし否認する。

本件において問題とされるべきは、「原告池田修一がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が手渡された」どうかではなく、A氏が渡した何枚もの「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像」のうち、原告池田修一が「子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけ」を発表したかどうかである。

ア 「ア 原告を研究代表とする研究班」について

第一段落（「本件各記事で～を行う研究班である。」）は認める。

第二段落及び第三段落（「一般に～関与したものはなかった。」）は、厚生労働科学研究費補助金の研究班において、各分担研究者がそれぞれ研究を行い、研究代表者が各分担研究者からの研究報告を取りまとめて、厚生労働省に総括・分担研究報告書を提出して報告することは争わない。その余は否認する。

「厚生労働科学研究費補助金公募要項」「Ⅱ.（1）」には、研究代表者について、「研究計画の組織を代表し、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめ、補助金の適正な執行を含む。）に係る全ての責任を負う者」と明確に記載され（乙2）、厚生労働省が制定する「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」「第1節 2」においても、「複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくこと」が明確に求められているとおり（乙3）、研究代表者である原告池田修一は、本件マウス実験を含む本件研究の全てを把握・管理し、全責任を負うべき立場にある。

原告池田修一は、本件マウス実験は塩沢丹里教授が行ったものであって、これに関与していないと主張するものであるが、原告池田修一の研究代表者としての立場、

及び、原告池田修一自身、全国ネット放映された「NEWS 23」（乙1）において、自ら信州大学の研究室と思われる場所を案内しながら、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験について積極的かつ断定的な説明を行っているのであり、原告池田修一が本件マウス実験に関与していることは明らかであって、原告池田修一の上記主張は事実と反する。

第四段落（「本研究班において～次の通りである。」）は不知。

イ 「イ 研究班の報告会」について

不知。

平成28年1月8日に行われたとされる本件研究の研究班報告会（甲8。以下「本件研究報告会」という。）は、研究班内での非公開の会合である。

ウ 「ウ 研究報告書の作成」について

研究成果報告書（甲9）が厚生労働科学研究成果データベースにおいて公表されたこと（甲10）は認めるが、当該公表日は平成28年6月28日であり、被告村中璃子による本件各記事の執筆後のことである点に留意されたい。その余は不知。

エ 「エ 成果発表会」について

第一段落及び第二段落（「子宮頸がんワクチンの～あまりない。」）は認める。

第三段落（「本研究班の研究は～発表した。」）は不知。

原告池田修一は、「研究成果として結論的な内容を提示することはできなかった」と主張するものの、実際には、原告池田修一自身、全国ネット放映された「NEWS 23」（乙1）において、自ら信州大学の研究室と思われる場所を案内しながら、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験について積極的かつ断定的な説明を行っている。

第四段落（「その際～そのまま使用した。」）は知らないし否認する。

前述のとおり、原告池田修一は、平成28年3月16日の本件成果発表会（甲3、甲4）に先立ち、平成28年3月14日、全国ネットのNEWS23（TBSテレビ）の取材に応じ、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価し、下記のコメントを行った上、メディア等に公開された本件成果発表会でも同趣旨の発言を行っており、塩沢丹里教授が原告池田修一と同じ信州大学の常勤教授であることから、原告池田修一が、本件成果発表会において用いられたスライドの作成・選択に関与していると合理的に推認できる。

記

「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」

「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを示唆できている。」

この点に関し、平成28年11月24日、厚生労働省は、本件研究に関し、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、この度の池田班の研究結果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワクチンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております。」という原告池田修一を強く非難する異例の声明を発表していることは、前述したとおりである。

第五段落（「また～明らかにしている。」）は、甲4のスライドに原告指摘の記載があることは認めるが、その余は否認する。

原告池田修一が、平成28年3月16日の本件成果発表会に先立ち、平成28年3月14日、全国ネットのNEWS23（TBSテレビ）の取材に応じ、甲5のス

ライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価し、本件マウス実験について積極的かつ断定的な説明を行っていることは前述のとおりである。

オ 「オ 小括」について

否認ないし争う。

(3) 「(3) 被告村中及び同大江の認識」について

第一段落（「本件各記事は～関与している。」）は認める。

第二段落（「特に、被告村中は～発表している。」）は、認める。

第三段落（「平成28年3月16日の～すぐにわかる。」）及び第四段落（「また～わかるようにしている。」）は、甲4が平成28年3月16日の本件成果発表会の直後に厚生労働省ホームページに掲載されたことは認め、その余は否認する。

甲9が厚生労働科学研究成果データベースにおいて公表されたのは、本件各記事執筆後の平成28年6月28日である（甲10）。

前述のとおり、原告池田修一は、平成28年3月16日の本件成果発表会に先立ち、平成28年3月14日、全国ネットのNEWS23（TBSテレビ）の取材に応じ、甲5のスライドの画像をTBSテレビに自ら提供した上、本件マウス実験を評価し、本件マウス実験について積極的かつ断定的な説明を行っており、塩沢丹里教授が原告池田修一と同じ信州大学の常勤教授であることから、原告池田修一が、本件マウス実験、及び、本件成果発表会において用いられたスライドの作成・選択に関与していると合理的に推認できる。

第五段落（「にもかかわらず～断言した。」）は、否認する。

第六段落（「捏造行為があったという～明らかである。」）は争う。

第七段落（「そして～掲載した。」）は、被告ウェッジが本件各記事を掲載したことは認めるが、名誉毀損であるとの主張は争う。

5 請求の原因「4 被告らの責任」について
争う。

6 請求の原因「5 原告の損害等」について
「(1) 慰謝料」の第一文及び第二文（「本件ウェブ記事～読まれた。」）は認め、
その余は争う。

7 請求の原因「6 まとめ」について
争う。

第3 被告村中璃子の主張

追って詳細な主張を行う。

以 上